

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年2月13日
【会社名】 株式会社インフォマート
【英訳名】 Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 慎
【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】 03-5776-1147 (代表)
【事務連絡者氏名】 財務経理・IR上席執行役員 荒木 克往
【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】 03-5777-1710
【事務連絡者氏名】 財務経理・IR上席執行役員 荒木 克往
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命ホールディングス」という。なお、2026年4月1日付で株式会社第一ライフルグループへ商号変更予定。）との間で、資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本業務提携契約」という。）の締結、並びに、第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分（以下「本第三者割当増資」という。）を行うことを決議いたしました。

本資本業務提携契約において、当社の役員について候補者を指名する権利を第一生命ホールディングスが有する旨の合意、並びに、第一生命ホールディングスは当社の株式の譲渡その他の処分について当社の事前の承諾を要する旨の合意、及び、当社による株式の発行その他の行為が第一生命ホールディングスの株式保有割合の減少を伴うものである場合に第一生命ホールディングスがその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意等が含まれております。

また、本第三者割当増資が実行されることに伴い、当社の主要株主に異動が生じる見込みです。

以上により、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号、第12号の2及び第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 重要な契約の締結に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第12号の2及び第12号の3に基づく開示）

（1）当該契約を締結した年月日

2026年2月13日

（2）当該契約の相手方の名称及び住所

名称	第一生命ホールディングス株式会社
住所	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

（3）当該合意の内容

取締役候補者の指名に関する合意

本資本業務提携契約において、第一生命ホールディングスは、本第三者割当増資に係る払込期日以降、本資本業務提携契約の有効期間中かつ当社株式に係る総議決権数に対する第一生命ホールディングスの所有議決権数の割合が14%以上である限り、当社の取締役候補者1名を指名することができる旨を合意しております。なお、第一生命ホールディングスは2027年3月開催予定の当社定時株主総会以降において当該指名権行使する予定です。

保有株式の処分又は買増し等に関する合意

本資本業務提携契約において、第一生命ホールディングスは、払込期日から5年間にわたり、当社の事前の書面による承諾なく、本第三者割当増資により第一生命ホールディングスが取得する当社普通株式の全部又は一部を原則として譲渡等しない旨を合意しております。加えて、本資本業務提携契約に基づき、当該5年間経過後に第一生命ホールディングスが譲渡等を希望する場合には、一定の手続・条件の下で当社又は当社の指定する第三者が取得することができる旨の先買権を有します。

そして、第一生命ホールディングスが、本資本業務提携契約の締結日以降、自ら又は第三者を通じて当社株式を取得しようとする場合、当社に対し、その内容を事前に通知し、追加取得について当社と真摯かつ誠実に協議することを合意しているほか、本資本業務提携に係る業務提携の進捗を踏まえ、第一生命ホールディングスによる当社に対する出資比率の引上げの是非については誠実に協議する場を設けることを合意しております。

さらに、第一生命ホールディングスは、本資本業務提携契約に基づき、払込期日以降に当社が株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」という。）を発行又は処分する場合、その発行又は処分の直後に当社株式に係る総議決権数に対する第一生命ホールディングスの所有議決権数の割合が15%を下回らない限度で維持するために必要最小限の数量の株式等の割当てを同一条件にて受ける権利を原則として有します。

（4）当該合意の目的

当該合意は、本資本業務提携による当社事業の成長に向けた第一生命ホールディングスとの強固な戦略的パートナーシップの構築を目的としたものです。

（5）取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社グループは、「世の中の役に立ち、世の中に必要とされ、世の中に喜んでいただける事業を通じ、お客様と共に会社も個人も成長し続け、社会に貢献していきます。」という理念の下、デジタルプラットフォームで企業同士をつなぎ、見積・受発注・請求書など一連の商取引をデジタルデータで直接つなぐ「DtoD (Data to Data)」を推進し、クラウドサービス「BtoBプラットフォーム」シリーズを展開してきました。顧客企業の商取引のデータ化を通じて、請求・決済業務の自動化及び業界特化型の付加価値の高い業務効率化・経営高度化サービスを提供しています。

かかる理念の実現に向け、当社グループでは、中期経営方針である「本業（BtoBプラットフォーム）の強化」、「増収増益基調の継続・高収益性への回帰」、「出資先のシナジー拡大＆収益化」に取り組んでおります。

一方、当社グループが主に事業を展開する国内のSaaS事業はAIの発展と活用の進展もあり外部環境の変化と市場の成長スピードが急速に高まっています。この経営環境の下で当社グループの事業がスピード感を持って成長するためには、連続的な事業成長に加えて非連続な事業成長と収益拡大が必要であり、強固な戦略的パートナーシップ、成長戦略を実現する潤沢な資金の確保が不可欠であると判断いたしました。

第一生命ホールディングスは、国内・海外の保険事業のほか非保険事業（アセットマネジメント事業・新規事業）をグループで営む持株会社です。国内保険事業では国内で69支社及び1,031の営業拠点を有しており、強力な営業基盤を保持しています。また、2024年には福利厚生代行サービスを手がける株式会社ベネフィット・ワン（以下「ベネフィット・ワン」という。）を子会社化し、「人手不足・生産性向上」の課題解決を企図した総務、経

理・購買精算領域のソリューションや「採用・人財定着・モチベーション向上」の実現を企図した福利厚生・人事領域のソリューションを起点に非保険分野の事業を拡大しております。ベネフィット・ワンの福利厚生会員数は1,039万人(2025年12月末現在)であり、各会員が所属する企業等とも強固なネットワークを構築しています。

当社グループは「DtoD (Data to Data)」を推進し、顧客企業の業務効率化・経営高度化に向けてクラウドサービス「BtoBプラットフォーム」シリーズをプロダクトとして提供しています。当社のプロダクトについて、ベネフィット・ワンを含む第一生命グループの顧客基盤等の経営資源を活用し、販売連携(クロスセル)やBPO事業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング事業)を展開することが可能となるほか、将来のプロダクト開発を両社で共同して行うことによりシナジー創出が期待されます。また、当社グループの顧客基盤を活用することで第一生命グループにとっても事業メリットがあります。

また、当社の事業成長の観点からは、プロダクト開発や企業買収・投資等の戦略的な成長投資を行うことにより、当社の事業規模と収益基盤を抜本的に拡大させ、中長期的な企業価値の向上に繋がれるものと確信しております。また当社の保有する自己株式を有効活用し、財務の安定性が強化されることによる将来的な資金調達コストの低減にも繋がるという観点より、第一生命ホールディングスに対する第三者割当の方法による新株式の発行及び自己株式の処分を行うことにいたしました。

本資本業務提携の実施により、第一生命ホールディングスによる当社の所有議決権数の割合が15.06%となり、第一生命ホールディングスが下記のとおり有する指名権の行使により指名する取締役候補が当社の取締役に将来選任された場合には、第一生命ホールディングスは当社のその他の関係会社になる見込みです。その際には、第一生命ホールディングスが当社を持分法適用関連会社として当社の利益等の一部が第一生命ホールディングスの連結決算に反映されることで、当社と第一生命ホールディングスの利益の方向性を一致させて業務提携の効果を高めることを企図しております。

以上を踏まえて『共に歩み、未来をひらく 多様な幸せと希望に満ちた世界へ』をグループ企業理念として掲げ、生命保険にとどまらない幅広い商品・サービスを提供する保険サービス業への進化を目指す第一生命ホールディングスは当社の理念・経営方針とも親和性が高く、両社の強みを融合し、市場における競争優位性を確立することを目的として、本資本業務提携を行うことが当社の中長期的な企業価値の最大化と株主利益の増進に資するとの判断に至り、第一生命ホールディングスとの間で本資本業務提携契約を締結することにいたしました。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

当該合意は、本資本業務提携による当社事業の成長に向けた第一生命ホールディングスとの強固な戦略的パートナーシップの構築を目的としたものであり、本資本業務提携における第一生命ホールディングスの当社に対する議決権比率を維持することにより、当社の経営の自主性を確保しており、いずれも当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

. 主要株主の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第4号に基づく開示)

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

新たに主要株主となるもの 第一生命ホールディングス株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	401,262個	15.06%

(注) 1. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、2025年12月31日現在の総株主等の議決権の数(2,263,380個)に本第三者割当増資により増加する議決権の数(401,262個)を加算した2,664,642個に対する割合を算出しております。

2. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年3月2日(予定)

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 3,212百万円

発行済株式総数 普通株式 259,431,200株

以上